人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し 処罰する法律の制定を求める要望書

2014年11月12日

在日本大韓民国民団大阪府地方本部 団 長 鄭 鉉 権

現在、大阪には在日韓国人をはじめとする20万人を超える外国人住民が居住 しており、納税などの義務をはじめ地域社会に応分の貢献を果たしながら生活 を営んでいます。

ところが昨年来、主に在日韓国人を標的としたヘイトスピーチデモが日本各地で頻繁に起こっており、私たちは心を痛めております。とりわけ「朝鮮人みな殺しにせよ」「不逞鮮人追放」「大虐殺するぞ」「良い韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ」などというヘイトスピーチがあからさまに露出してきており、私たちは大変憂慮しています。

ヘイトスピーチデモを行なう団体は、在特会(在日特権を許さない市民の会) をはじめとするネット右翼や新興の右派団体で、繁華街で拡声器を使って怒声 を飛ばしレイシズム的表現で憎悪を煽る彼らの一連の言動は、日本の社会問題 として深刻化しています。日本の各界においても常軌を逸した人種差別を憂慮 し規制を求める声が上がっており、2020年の東京オリンピックを控え、国際社 会においても問題視されています。

私たちは、在日韓国人をはじめとする外国人住民の生命と安全を脅かすへイトスピーチ・ヘイトクライムが一日も早く根絶されるよう、速やかな解決を求めて以下の通り要望します。

≪要望の趣旨≫

- 1. 人種差別・民族差別を煽るヘイトスピーチを法律で禁止するよう政府並びに国会に要望すること。
- 2. 日本国が批准している人種差別撤廃条約2条1項柱書及び同条項(b)(d)、4条(c)に基づき、人種差別を助長し扇動する団体のデモ及び集会、公共の施設等の利用を許可しないこと。
- 3. 日本国が批准を留保している人種差別撤廃条約4条(a)(b)に関する留保を撤回し、ヘイトスピーチを法律で規制するよう政府並びに国会に要望すること。

≪要望の理由≫

1. ヘイトスピーチの放置が東京オリンピックに与える影響を憂慮します。

2020年に東京オリンピックが開催されます。人種差別・民族差別的行為の放置は、国際社会に「日本は人種差別を容認している」という悪い印象を与えます。国際社会において日本の名誉を傷つけ恥となるもので、速やかな処置が求められています。

2. ヘイトスピーチは人種差別を煽る「犯罪」行為です。

一線を越え「朝鮮人を殺せ」と連呼し「良い韓国人も悪い韓国人もどちらも 殺せ」などと民族殺戮を教唆するヘイトスピーチやプラカードが露骨に現われ、 白昼公然と組織的に「大虐殺」を口にする集団の出現は、レイシズム以外の何 ものでもありません。

日本は人種差別撤廃条約に加入しています。イギリス、ドイツ、カナダなどは 人種差別の記事や演説、ヘイトスピーチや民族排撃デモは法律で禁じられています。

3. 京都地裁・大阪高裁が在特会の街宜は「人種差別」と認め、賠償命令を下しています。

京都朝鮮学校の周辺で街宣話動し、ヘイトスピーチと呼ばれる差別的な発言を繰り返して授業を妨害したとして、京都地裁は「在日特権を許さない市民の会」(在特会)などに対し、学校の半径200メートルでの街宣禁止と1226万円の賠償を命じました。

特定の人種や民族への差別や憎しみをあおり立てる街宣や、一連の行動を動画で撮影し、インターネットで公開した行為について「人種差別撤廃条約で禁止した人種差別に当たり、違法だ」と指摘し、「示威活動によって児童らを怖がらせ、通常の授業を困難にし、平穏な教育事業をする環境を損ない、名誉を毀損した」として、不法行為に当たると判断しました。(2013年10月)

控訴審判決でも大阪高裁は京都地裁の判決を支持し、在特会側の控訴を棄却 しました。(2014年7月8日)

4.「Japanese only」人種差別的横断幕で浦和レッズに「無観客試合」の処分。 2014年3月8日、埼玉スタジアムで行なわれたサッカーJ1の浦和ー鳥栖で、浦

和サポーター席へ入るゲートに「Japanese only」と書かれた横断幕が掲げられました。「日本人以外お断り」との差別的表現に人種差別との非難の声が内外から起こり、Jリーグは、スタジアム内にサポーターが掲げた横断幕が差別的だったと判断し、すぐに撤去しなかったクラブにも責任があるとして、レッズに対し、ホームゲームを観客を入れないで行う「無観客試合」とする最も重い処分を出しました。同時に、横断幕を掲げた3人が所属する20人のサポーターグループに対し、無期限の活動停止とレッズのすべての試合への無期限の入場禁止の処分をしました。

Jリーグは4月22日、現行の試合運営管理規定や観戦マナーとルールに「差別的、侮辱的もしくは公序良俗に反する行動の禁止」の項目を追加し、規定の「禁止行為」には「人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治または出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言または行為をすること」を加えました。主催クラブが違反者に対し、損害賠償を請求できることも明記しました。

5. 韓国人住民に対する大きな脅威であり、教育上、子どもや青少年に悪影響を与えます。

韓国籍住民が多く居住する特定の地域で、しかも営業店舗の密集する地域の前を、民族差別を煽りながら常軌を逸した排外的デモ・街宣活動を何度も繰り返して行なうことは、営業妨害にとどまらず身辺の安全を脅かすものです。一線を越えた民族差別は、デモを行なっている特定地域のみの問題ではなく、同時に日本に住んでいる全韓国人住民に対する脅迫、罵倒であり、看過できるものではありません。

「殺せ」と声高に連呼し、民族差別を助長するデモ行為は、教育上、子ども や青少年に与える悪影響は甚大です。ヘイトスピーチに傷つけられないよう子 どもたちを守る必要があり、そのためにも厳しい法規制が必要であります。

なお、上述「要望の趣旨」2項にもあるとおり、現行日本国法下でも、人種差別撤廃条約2条1項柱書、同条項(b)(d)や同条約4条(c)を根拠としてデモや街宣、公共の施設利用を不許可とすることはできるはずです。

また、人種差別、排外主義、特定民族の虐殺を扇動する在特会らの活動は、 各地方公共団体の施設管理条例において一般的に定められている施設利用許可 除外事由の「公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのあるとき」 にも該当するものです。

6.彼らの言動は日本社会の「恥」です。

参院予算委員会で、在日韓国・朝鮮人を対象とした排斥的なデモが国内で横行している事が問題となり、安倍晋三首相は「一部の国、民族を排除しようという言動があることは、極めて残念だ」と非難しました。首相は「他国や他国の人々を誹謗中傷することで、われわれが優れているという認識を持つことは間違っているし、結果として自分たちを辱めていることにもなる」と強調しました。(参院予算委員会 2013年5月)

また、韓日外相会談で韓国側は、「最近、日本の右翼団体の反韓示威が表現の自由を超える段階にあることを憂盧する。日本政府の適切な処置を期待する」と述べ、ヘイトスピーチを行う反韓デモへの対応を要請しました。これに対し、岸田外相は「日本は法治国家であり、法秩序を守っていく立場だ」と答えました。(2013年7月)

舛添要一東京都知事は、ヘイトスピーチについて、安倍首相に国レベルで規制への対策を検討するよう要請、これに対し首相は、「(ヘイトスピーチは)日本人の誇りを傷つける。しっかり対処しなければならない」と述べ、自民党で対応を検討する考えを表明しました。(2014年8月7日)

現在、民族的人種的マイノリティ集団に対するヘイトスピーチを犯罪として 規制する法は、日本国にはありません。「一部の国、民族を排除しようとする 言動」や差別の扇動は許されないという「法秩序」を形成していくことこそ、 喫緊の課題として法治国家たる日本国に求められています。

7. 国連・自由権規約委員会および人種差別撤廃委員会が日本に勧告しています。 2014年7月24日、自由権規約委員会は、日本政府に対し、人種や国籍差別を助 長する街宣活動を禁止し、犯罪者を処罰する自由権規約20条に適応する立法措置を求める勧告をしました。

さらに、2014年8月29日、人種差別撤廃委員会は、人種や国籍などの差別を煽るヘイトスピーチを法律で規制するよう改めて強く勧告し、街宣活動やネットなどでの人種差別を煽る行為を行った個人、団体、公人、政治家に対する適切で断固とした制裁を求める強い勧告を出しました。

また、国連人権機関の社会権規約委員会も、元「従軍慰安婦」の女性らをおとしめるヘイトスピーチなどを防止するために、「慰安婦」の受けた被害について日本政府が公衆(日本国民)を啓蒙・教育することを勧告しています(2013年5月)。さらに、米国務省は2013年度版人権報告書で、在日韓国.朝鮮人の排斥を掲げる「在日特権を許さない市民の会(在特会)」のヘイトスピーチを取り上げ、懸念を表明しています(2014年2月)。

8. ヘイトスピーチは国際社会では処罰対象です。

ヘイトスピーチは社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵すとして、諸外国で規制されています。ドイツはデモや集会、ネットの書き込みで特定の集団を侮辱する行為を「民衆扇動罪」に定め、5年以下の禁錮刑を科しています。国内に住む外国人を「駆除されるべき集団」などと表現する行為もこの罪に当たります。

イギリスの公共秩序法も同様の行為に7年の懲役刑、フランスや民族対立から内戦が起きた旧ユーゴスラビアのモンテネグロも罰金刑を設けています。

また、所謂「表現の自由」を重視するアメリカにおいても、公民権法はもちろんのこと、人種や国籍、宗教に対する偏見に基づく暴力、脅迫などの犯罪行為を禁じるヘイトクライム法等が制定されており、人種差別を禁ずる「法秩序」が整備されています。